

# 2021 年度事業計画

## 1. 肉用牛経営をめぐる情勢と課題

2021 年度は T P P や日欧 E P A、日米貿易協定、R C E P などの影響を分析し、国際化の進展に対する万全な対応を図っていくことが重要といえる。また、コロナ禍の影響長期化が必至のなか、新型コロナウイルス関連対策を継続しつつ、コロナを乗り越えるべく、輸出拡大を見据えた生産基盤対策の強化を図ることが望ましい。

新たな食料・農業・農村基本計画の実践と、新型コロナウイルス対策が柱といえる。2020 年度第 3 次補正予算に盛り込まれた需要喚起策、経営安定・継続対策、資金繰り対策についての継続・拡充に期待したい。さらに、農水省は「畜産生産力・生産体制強化対策事業」として肉用牛の改良や、飼料作物の優良品種の利用を推進するとともに、繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産、和牛の遺伝子型検査、国産飼料の一層の増産と利用拡大のための体制整備により、畜産物の生産力と生産体制の強化を図る。

また、10 年先の目標を掲げた新たな「酪農肉用牛近代化基本方針」（酪肉近）では、中小の家族経営を含む生産基盤の強化を掲げている。新型コロナウイルス対策で、農家の経営継続を確実にしたうえで、畜産クラスター事業の基金化や予算の確保、増頭支援の継続などでより後押しすることが必要になっている。

和牛肉などの輸出対策の強化では、産地や流通・加工・保管施設などの整備に、補助率の引き上げや輸送費支援なども決め、肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格は、再生産が確実にできる水準となった。加えて、コロナ対策で免除している牛の経営安定対策（マルキン）の生産者負担の納付再開について、肥育経営の資金繰りへの配慮、販売価格などの情報提供を引き続き求めていかなければならない。

■ T P P 対策への要望は、次のとおり。（実現済みも含む）

- ① 和牛の増頭・増産対策＝輸出拡大に向けた和牛の増産や生産基盤の強化を図るため、増頭奨励金を交付し、増頭を下支えする環境を整備するため、後継者不在の中小・家族経営からの経営継承、自給飼料の増産、家畜排せつ物の処理の円滑化を支援
- ② 畜産クラスター事業の支援＝計画を策定した地域に、輸出拡大や中小農家の規模拡大を後押しするため、収益性の向上に必要な機械の導入や施設整備を支援
- ③ 畜産環境対策の高度化＝増加する家畜排せつ物を活用した土づくりを進めるための高品質な堆肥の生産、水質汚濁・悪臭問題の解消のための施設・機械の導入を支援
- ④ 鳥獣被害防止対策＝鳥獣の侵入防止策柵の設置、効率的・効果的な捕獲に向けた生息調査の実施、現場での実践的な捕獲者育成研修の実施を支援
- ⑤ 人材不足への対応＝新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による外国人材の不足を解消し、生産を維持するため、農業経営体が行う代替人材の雇用を支援
- ⑥ ヘルパー対策の拡充＝休日確保や不測の事態における経営継続に不可欠なヘルパーの人材確保・定着に向け、待遇改善に取り組むヘルパー組織に対する拡充を支援

## ■輸出拡大策、規制緩和策の要望は、次のとおり。

国内対策の目玉が、農産物輸出の促進策や生産基盤の強化策だ。農林水産物・食品の輸出拡大に向けた「輸出実行戦略」（2030年の農林水産物・食品輸出5兆円目標に向けたもの）で、牛肉など日本産に強みがある27品目を「重要品目」に設定。主に輸出处に生産する「輸出産地」を2020年度中にリスト化し、重点的に支援する。重要品目は、海外での評価が高く、輸出拡大の余地が大きい品目を選んでいる。牛肉は目標額が最大で、2019年実績の5倍強の1,600億円。国・地域ごとの目標では、輸出再開を条件に中国が最大の400億円。香港は330億円、台湾は239億円とした。輸出産地には、九州や北海道などから15産地を育成。繁殖雌牛の増頭や、牛舎、食肉処理施設の整備などを進める。農水省は、今年度の新設する「輸出・国際局」で、省内の輸出関係予算を一元的に管理する。施策の具体的な効果などを検証してほしい。

畜舎に関する規制の見直しも行われる。来る通常国会に、畜舎の建築基準を緩和する法案の提出を準備している。新制度では、建築基準法の適用対象から除外できる畜舎の基準を設ける。畜産農家が建築に際し、新制度による基準と、建築基準法による従来の基準のいずれかを選択できる仕組みにする予定だ。新基準では、畜舎を建築しようとする者が計画を作成し、都道府県知事がこれを認定する。畜舎の利用方法を定めたソフト基準と、構造を定めたハード基準のそれぞれを満たすことを求める。新基準で建築した場合、コスト削減につながることを明確にしてほしい。

## 2. 取り組み方針

これらをふまえ、2021年度は次の活動を実施する。

### （1）畜政対策

国際化に対応した今後の肉用牛経営の発展に必要な対策・規制緩和などの行政への要請実施など、経営者の声が施策に反映されるよう関係団体と連携して畜政活動に取り組む。

### （2）消費拡大対策

国産牛肉のPRなど消費拡大対策を進め、国民の食料への良質・安全・安心への要求に対応するとともに、肉用牛経営の維持・発展に寄与するため、関係機関・団体と連携し、国産牛肉の消費拡大に取り組む。

### （3）経営改善対策

競争力の強化に対応するため、さらなる経営の合理化、規模拡大、肉質の改善などを進めるための研究会を開催するとともに、関係機関・団体の活動に積極的に参画する。

### （4）情報活動・組織対策

全国農業経営者協会及び（一社）全国農業会議所、畜産関係団体と連携しながら、情報活動・組織対策に取り組むとともに、組織の強化を図り、肉用牛経営者の声を国政に届けるための活動を行う。

### 3. 具体的な活動

#### (1) 諸会議の開催

##### ①総会

今年度の事業計画・収支予算等を協議・決定するため、総会を開催する。

##### ②役員会

事業方針及び重要事項について協議するため、役員会を開催する。

##### ③監事会

前年度の事業報告・収支決算等についての監査を受けるため、監事会を開催する。

#### (2) 研究会等の開催

##### ①肉用牛経営者の研究会

先進的な事例や経営改善対策、最新の肉用牛をめぐる情勢の分析などを踏まえた討議と会員相互の研さん・交流を図るため、研究会を開催する。

##### ②現地研究会

各地の経営改善事例や技術など、現地視察を通して会員の相互研さん及び討議・交流を図るため、現地研究会を開催する。

##### ③全国農業経営者研究大会などへの参画

(一社)全国農業会議所、全国農業経営者協会、(公社)日本農業法人協会などと連携し、他作目・部門の参加者を交えた研究会、セミナー、シンポジウムなどに積極的に参画し、討議・交流などを行う。

#### (3) 畜政活動

畜政の動向および生産現場を見つつ、必要に応じて生産現場からの政策提言・要望を検討、実施する。また、要請活動についても積極的に行っていく。

#### (4) 情報資料等の発行

会員の活動紹介や専門情報などを内容とする情報資料を作成・送付するとともに、重要な農政情報などを全国農業経営者協会、(一社)全国農業会議所(全国農業新聞)と連携しながら、適宜会員に届ける。とりわけ農林水産省からのプレスリリースなどのうち、会員からの要望の強い情報の入手・提供に努める。その際、当会議のホームページを通じ、情報発信する。

#### (5) 組織の拡大

肉用牛経営者組織の未設置県に対する組織化を促すとともに、個人会員の加入を進める。

#### (6) その他

目的の達成に必要な事業を行う。